

長久手市旧香流苑土地利用サウンディング調査 実施要領

2025 年 8 月
長久手市 企画政策課

1 サウンディング調査の目的

長久手市では、令和 3 年度に閉鎖した旧し尿処理施設（以下「旧香流苑」という。）の土地利用を検討しており、これまで地域住民と延べ 12 回の土地利用に関する意見交換会を実施し、住環境への配慮や緑地保全・活用等の意見をいただきました。こうしたご意見と市の財政面とのバランスをとりながら、約 10,000 m²の土地を今年度中に提案と内容で審査する公募型プロポーザル方式で売却していく予定です。

売却に当たって、土地の利用用途や需要等について、民間事業者の皆様から広くご意見をいただくことを目的として、昨年度に引き続き、下記のとおりサウンディング調査（以下、「本調査」といいます。）を実施します。

2 売却検討部分の概要

【別紙 1 長久手市旧香流苑土地利用の概要】（以下、「【別紙 1 土地利用の概要】」という。）を参照してください。

3 本調査の実施について

（1）対象者

本調査の対象者は、【別紙 1 土地利用の概要】を踏まえ、当該土地購入への関心を有する者で、かつ想定する利用用途における土地取引や運営の実績がある事業者（個人事業主は除く。）とします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象者としませんのであらかじめご了承ください。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する場合
- イ 長久手市指名停止取扱要領の規定により、指名停止を受けている場合
- ウ 会社更生法の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合
- エ 民事再生法の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合
- オ 長久手市暴力団排除条例に基づく入札への参加の制限等を募集期間から調査票受付の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合
- カ 市税を滞納している場合
- キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している場合

(2) 本調査の流れ

令和7年8月1日(金)	サウンディング調査実施要項等の公表
令和7年8月4日(月)	現地見学会、サウンディング調査の受付開始
随時実施 (令和7年8月29日(金)まで)	現地見学会、サウンディング調査の実施
令和7年8月22日(金)	現地見学会参加申込書及びサウンディング調査参加申込書の受付締切
令和7年9月中旬	結果の公表

4 手続きについて

(1) 現地見学会の実施

対象者の要件【3(1)】を満たし、本調査の参加もしくは提案検討のために現地見学を希望する事業者は、【別紙2 現地見学会参加申込書】に必要事項を記入し、令和7年8月4日(月)から令和7年8月22日(金)までに電子メールにて提出してください。なお、メール件名を【旧香流苑土地利用 現地見学会参加申込】としてください。

追って市から現地見学会の参加方法等をメールにてご案内します。

(2) サウンディング調査参加申込書の提出

本調査に参加いただける事業者は、【別紙3 サウンディング調査参加申込書】に必要事項を記入し、令和7年8月22日(金)までに電子メールにて提出してください。なお、メール件名を【旧香流苑土地利用 サウンディング参加申込】としてください。

(3) サウンディングの実施及び提案書の提出

サウンディング調査参加申込書を受理後、市でサウンディングの日時等を調整の上、実施日時及び場所をメールで連絡します。サウンディングは個別に行うものとし、令和7年8月29日(金)までの間、長久手市役所またはオンラインにて実施することを予定しています。

なお、土地利用に関する意見・考え方等の提案があれば、サウンディング実施日の3日前までに提案書(様式任意)をメールで提出してください(本調査では、広くご意見をいただくことを目的としているため、提案書がなくても積極的なご参加をお待ちしています。)。

提出された提案書の著作権については、提案者に属することとし、市は公表しない。

ただし、市から提案書は返却しない。

(4) 実施結果の概要の公表

本調査の内容について、参加事業者の名称を伏せて、業種及び主な意見(提案内容に触れない程度で)概要を公表します。公表にあたっては事前に参加事業者に公表内容の確認を行いますので、公表に応じかねる部分がある場合は、その際に申し出てください。

5 その他留意事項

(1) 辞退について

【別紙3 サウンディング調査参加申込書】を提出後、サウンディングを辞退される場合には、【別紙4 辞退届】に必要事項をご記入し、メール件名を【旧香流苑土地利用 辞退届提出】として提出してください。

(2) 費用負担について

サウンディングへの参加にかかる費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 参加事業者の取り扱い

サウンディングの参加事業者の参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(4) 連絡先

本調査にあたり、不明な点は「6 問い合わせ先」までご連絡ください。

6 連絡先、問い合わせ先

長久手市 市長公室企画政策課（市役所本庁舎2階）
E-mail: seisaku@nagakute.aichi.jp
電話: (0561)56-0634（ダイヤルイン）
住所: 〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
担当: 富田、高橋

7 別紙

【別紙1】長久手市旧香流苑土地利用の概要

【別紙2】現地見学会 参加申込書

【別紙3】サウンディング調査 参加申込書

【別紙4】サウンディング調査 辞退届

8 参考

(1) 市民との意見交換会について

(<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/shichokoshitsu/seisakuhishoka/3/1/totiriyoukeikaku/20933.html>)



キーワードで検索できます

旧香流苑土地利用



(2) 解体撤去工事について

(<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/kankyoka/kurashi/gomi/topics/20907.html>)